

豊川市プロポーザル方式実施要綱（平成２３年４月１日施行）第８条第１項の規定に基づき、豊川市コミュニティバス三蔵子線（仮称）運行業務に係る運行事業候補者を別紙のとおり公募する。

令和８年９月１４日

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市コミュニティバス三蔵子線（仮称）運行業務に係るプロポーザル実施要領

この要領は、豊川市コミュニティバス三蔵子線（仮称）運行業務にあたり、プロポーザル方式により運行事業候補者を選定するため、必要な事項について定めるものとする。

1 業務概要

- (1) 業務名 豊川市コミュニティバス三蔵子線（仮称）運行業務
- (2) 業務目的 本業務は、公共交通の人口カバー率向上及び移動利便性の改善を図ることを目的とし、既存路線と連動した効率的かつ持続可能な公共交通ネットワークを構築するものである。
- (3) 業務内容 別紙「豊川市コミュニティバス三蔵子線（仮称）運行業務仕様書」のとおり
- (4) 業務場所 豊川市全域
- (5) 業務期間 協定締結日の翌日から令和9年3月31日まで
(※運行開始予定日：令和9年3月1日)
※本業務期間における運行事業候補者の業務について、別段の問題がない場合、翌年度の運行業務の協定内容を協議するものとする。
- (6) 予算概要 1, 320, 000円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 プロポーザル方式

- (1) 実施方法及びその理由
豊川市プロポーザル方式実施要綱第2条第2号及び第3条第7号により、公募型プロポーザル方式とする。
- (2) プロポーザル方式を採用する理由
地域公共交通に関する豊富な経験や実績、専門性を有する事業者を選定するとともに、安全管理体制および安定的な運行管理を実現するため。

3 参加資格（提案書提出者に要求する資格）

プロポーザルに参加できる者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 事業者資格として、道路運送法第4条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けている者、または、運行開始日までに確実に取得できる者で、運行開始までに確実に運行に必要な手続きを行える能力を有する者であること。
- (2) 令和8・9年度の本市入札参加資格申請において、「（業務）役務の提供等」のうち「（営業種目）旅客業（取扱内容）バス運行業務」の申請をしていること。なお、未登録である場合は、提案書提出期限までに入札参加資格審査を申請すること。
- (3) 営業所の所在地として、中運局公示第53号に規定する営業所及び自動車車庫を豊川市に有する、または本業務の実施にあたり有する見込みの者であること。事故の発生により、業務の遂行に障害が発生した場合には、乗客の安全確保や各種関連機関への連絡、代替車両の手配など、速やかな対応が可能な者。
- (4) 「豊川市コミュニティバス三蔵子線（仮称）運行業務仕様書」に基づく業務を行うことができること。
- (5) 豊川市の指名停止措置要綱による指名停止処分又はこれに準ずる措置を受けていないこと。
- (6) 豊川市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領に基づく排除措置を受けていないこと。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (9) 実施要綱第19条の契約締結までに参加資格を有しなくなった場合は、その時点で参加資格を失うものとする。

4 提案書提出までの手続等

(1) 説明書等の交付

①交付期間

令和8年9月14日（月）から令和8年9月30日（水）まで

（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで（以下「執務時間中」という。）

②交付場所及び交付方法

豊川市都市整備部市街地整備課において直接交付するもののほか、豊川市ホームページ上において掲載するものとする。なお、実施要領等の直接交付を希望する場合は、事前に豊川市都市整備部市街地整備課まで電話連絡すること。（電話番号：0533-95-0272）

(2) 実施要領等に対する質問書の提出

①受付期間

令和8年9月14日（月）から令和8年9月18日（金）

②提出先

豊川市都市整備部市街地整備課

③提出方法

電子メールのみとする。（メールアドレス：shigaichi@city.toyokawa.lg.jp）

※様式は任意とするが、資料名・該当ページを明記した上で質問事項が明確に分かるようにすること。また、電子メール送信後は、電話にて提出した旨を市街地整備課に連絡すること。（電話番号：0533-95-0272）

④質問書の回答方法

提出された全ての質問とその回答は、質問者の名前を伏せて、令和8年9月28日（月）までに豊川市ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わると判断したものについては、質問者のみに回答するものとする。

(3) 参加表明書の提出

①提出書類

様式第3号「参加表明書」及びそれに記載のある添付書類

②提出期限

令和8年9月30日（水）午後5時15分（必着）

③提出先

豊川市都市整備部市街地整備課

④提出方法

電子メールのみとする。（メールアドレス：shigaichi@city.toyokawa.lg.jp）

※PDF形式で提出すること。電子メール送信後は、電話にて提出した旨を市街地整備課に連絡すること。（電話番号：0533-95-0272）

(4) 提案書提出者の選定方法、選定基準及び選定概数等

①選定方法

参加表明書で提示された内容等により総合的に行う。

②提案書提出者を選定するための基準

別紙「豊川市コミュニティバス三蔵子線（仮称）運行業務に係るプロポーザル提案書提出者選定基準」

③選定する概数

5 者

④選定結果は、参加表明書の提出者に文書で通知する。

⑤選定結果に対して異議を申し立てることはできない。

⑥選定結果に関する質問には回答をしない。

(5) 提案書の提出

①提出書類

ア 様式－4「提案提出書」

イ 提案書（別紙「豊川市コミュニティバス三蔵子線（仮称）運行業務に係るプロポーザル提案書作成要領」により作成する。なお、選定委員会において公平な審査に資するため、会社名等を黒塗りするなどして提案書提出者が特定されないようなデータを別途作成し、併せて提出すること。）

ウ 様式－5「プレゼンテーション・ヒアリング審査参加者名簿」

②提出期限

令和8年11月9日（月）午後5時15分必着

③提出先

豊川市都市整備部市街地整備課

④提出方法

電子メールのみとする。（メールアドレス：shigaichi@city.toyokawa.lg.jp）

※PDF形式で提出すること。電子メール送信後は、電話にて提出した旨を市街地整備課に連絡すること。（電話番号：0533-95-0272）なお、電子メールの受信可能容量は1通あたり約20MBのため、必要に応じてオンラインストレージサービスやCD-Rでの提出も可とするがデータサイズはなるべく小さくすること。

5 運行事業候補者の特定

(1) 運行事業候補者を特定するための評価基準及び評価方法

①提出された提案書の内容等を評価基準に基づいて書類審査を行い、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。パソコン及びプロジェクターの使用も可とするが、プロジェクター、スクリーン及び電源以外は提案書提出者で用意すること。

ア 実施日

令和8年11月25日（水）30分程度（プレゼンテーションの準備及びヒアリングを含む。ヒアリングは10分程度を確保すること。）

イ 場所

豊川市役所 本庁舎3階 本31会議室

②運行事業候補者を特定するための評価基準は、別紙「豊川市コミュニティバス三蔵子線（仮称）運行業務に係るプロポーザル提案書提出者評価基準」とする。

(2) 運行事業候補者の特定及び特定結果の通知

①運行事業候補者は、評価基準に基づく評価点の合計の最も高い者とする。

②運行事業候補者として特定された者が協定締結までに「3参加資格（提案書提出

者に要求する資格)」に記載した要件のいずれかを満たさなくなった場合、その他事故等の特別な理由により協定が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものとする。

③審査結果については、提案書提出者に文書で通知する。

④審査結果に対して異議を申し立てることはできない。

⑤審査結果に関する質問には回答をしない。

6 募集から運行事業候補者特定までのスケジュール

(1) 手続き開始の公表

令和8年9月14日（月）

(2) 説明書等に対する質問（受付期間）

令和8年9月14日（月）～9月18日（金）

(3) 質問書に対する回答

令和8年9月28日（月）

(4) 参加表明書の提出期限

令和8年9月30日（水）

(5) 選定結果の通知及び提案書提出要請書の送付

令和8年10月9日（金）

(6) 提案書の提出期限

令和8年11月9日（月）

(7) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

令和8年11月25日（水）

(8) 特定結果の通知・公表

令和8年11月30日（月）

7 その他の留意事項

(1) 参加者が以下の事項に該当する際は、失格とする。

①実施要領の定める手続きを遵守しない場合

②提出書類に虚偽の記載をした場合

③審査の公平性に影響を与える行為があった場合

④要領その他、市の定めに違反する行為があった場合

(2) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。

(4) 提出された参加表明書及び提案書は、提案書の提出者の選定及び運行事業候補者の特定以外に提出者に無断で使用しない。

(5) 提出期限以降における参加表明書又は提案書の差替え及び再提出は認めない。

(6) 「様式－2」及び「様式－3」に記載した配置担当者等は病休、死亡、退職等の特別な場合を除き変更できないものとする。

(7) プロポーザル方式は、当該業務にとって最も適切な技術力そして経験と実績等を有する「者」を選定する方式であり、「設計案」を選定するコンペ方式ではないことから、選定された者により提案された案が必ずしも採用されるものではないことに留意すること。

(8) 提出された参加表明書、提案書及び審査結果について情報開示請求があった場合は、豊川市情報公開条例（平成13年豊川市条例第4号）に基づき開示する。